

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年7月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第 2500053 号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第 2500021 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から昭和 58 年 12 月 1 日まで

私はA社が経営するB事業所のC市のD支店ほか、県内の数店を異動しながら昭和 55 年 4 月から昭和 58 年 11 月まで勤務し、最後は店長であった。当時の給料明細書で厚生年金保険料が引き落としされていたと思うので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は請求期間において、B事業所のE県内の店舗に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた旨主張しているが、A社という名称の厚生年金保険の適用事業所の記録はないため、名称が類似し、請求者が挙げた人物が代表取締役を務め、厚生年金保険の適用事業所としての記録があるF社に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、請求期間に請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番はない。

また、F社の担当者は、当時の資料は何も残っていないとしており、B事業所に勤務する従業員については、同社ではなくB事業所を営業していた別の法人に所属していた形になっていたと思われ、F社で雇用することはないと思う旨陳述している。

さらに、F社の担当者は、B事業所に勤務する人を雇用していた会社名は全くわからないとしているところ、請求者の記憶する事務所の所在地、F社において請求期間当時厚生年金保険の被保険者であった複数の者の回答及び陳述から判断すると、E県内のB事業所に勤務する者を雇用していたのは「G社」、「H社」等の名称を含む事業所名で存在する同社の関連会社のいずれかであった可能性があるが、オンライン記録及び年金情報総合管理・照合システムにより検索したものの請求期間において当該名称で厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

加えて、請求者の請求期間における雇用保険の加入記録は確認できない上、前述のF社において被保険者であった複数の者は、店舗の従業員について、幹部で希望する者以外は社会保険

に加入させておらず、店長以下の営業職は加入対象としていなかったと思う旨回答及び陳述している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。